

宗谷地域づくり連携会議及び道北地域づくり連携会議・合同会議設置規約

(名称)

第1条 宗谷総合振興局所管区域に設置する会議の名称は、宗谷地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道北の連携地域に設置する会議の名称は、道北地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）する。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は、次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関する事
- (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関する事
- (3) 社会資本整備における重点化に関する事
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関する事

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させることができるものとする。

(幹事会)

第5条 連携会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連携会議の議題に関し、必要な検討を行い、連携会議を補佐する。
- 3 幹事会の構成員は、別表3のとおりとする。

(事務局)

第6条 連携会議及び合同会議に事務局を置く。

- 2 連携会議の事務局の庶務は、稚内開発建設部及び宗谷総合振興局が共同で処理する。
- 3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局（以下「総合振興局等」という）の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局等を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局等に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年 2月 4日から施行する。

附 則 この規約は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則 この規約は、平成19年 2月16日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年 7月14日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 この規約は、平成25年 1月25日から施行する。

附 則 この規約は、平成26年 7月 4日から施行する。

附 則 この規約は、平成27年 7月 3日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年 6月 3日から施行する。

附 則 この規約は、平成29年 7月 6日から施行する。

附 則 この規約は、令和 元年 7月 8日から施行する。

附 則 この規約は、令和 2年10月 1日から施行する。

附 則 この規約は、令和 3年 5月25日から施行する。

附 則 この規約は、令和 3年10月29日から施行する。

附 則 この規約は、令和 4年 7月 5日から施行する。

附 則 この規約は、令和 5年 7月 7日から施行する。

附 則 この規約は、令和 6年 7月 1日から施行する。

附 則 この規約は、令和 7年 7月 7日から施行する。

附 則 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1

稚内開発建設部長
宗谷総合振興局長
稚内市長
猿払村長
浜頓別町長
中頓別町長
枝幸町長
豊富町長
礼文町長
利尻町長
利尻富士町長
幌延町長

別表 2

旭川開発建設部長
留萌開発建設部長
稚内開発建設部長
上川総合振興局長
留萌振興局長
宗谷総合振興局長
【各総合振興局・振興局総合開発期成会会長】
旭川市長
留萌市長
稚内市長

別表 3

稚内開発建設部	地域連携課長
宗谷総合振興局	地域創生部地域政策課長
稚内市	企画総務部企画政策課長
猿払村	総務課長
浜頓別町	総務課長
中頓別町	政策経営課長
枝幸町	企画課長
豊富町	総務課長
礼文町	総務課長
利尻町	<u>企画財政課長</u>
利尻富士町	企画政策課長
幌延町	総務企画課参事